



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年8月14日金曜日 第737号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 指定自立支援医療機関の指定……………（健康増進課）… 467
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（2件）……………（農地整備課）… 467
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生……………（水産課）… 467
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅……………（ 〃 ）… 467
- 道路の区域変更（一般国道317号）……………（中予地方局管理課）… 468
- 道路の供用開始（県道粟井浅海線）……………（ 〃 ）… 468
- 道路の供用開始（一般国道494号）……………（中予地方局久万高原土木事務所）… 468

告 示

○愛媛県告示第891号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする 医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
松山調剤薬局築山店	松山市築山町7番10号 渡部ビル1F	株式会社健生ファルマシ ア	松山市岩崎町二丁目1番 32号	代表取締役 宮 内 光 司	精神通院医療（薬 局）	令和8年 8月1日

○愛媛県告示第892号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町直瀬地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・永子地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年8月17日から9月11日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第893号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上浮穴郡久万高原町直瀬地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（暗渠排水事業・永子地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年8月17日から9月11日まで
- 縦覧場所
久万高原町役場本庁及び愛媛県ホームページ

○愛媛県告示第894号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第895号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和4年8月愛媛県告示第869号）による

保険に付すべき義務は、令和8年8月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

（愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課管内）

八幡浜加入区

○愛媛県告示第896号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	松山市玉谷町乙193番1地先から 同市藤野町乙298番2地先まで	旧	メートル 4.9～5.4 20.0～42.0	キロメートル 0.081 0.059	
			新	20.0～42.0	0.059	

○愛媛県告示第897号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	粟井浅海線	松山市久保42番4から 同市鹿峰47番4地先まで	令和8年8月14日

○愛媛県告示第898号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町笠方2830番3から 同町笠方2830番3まで	令和8年8月14日